

災害関連工事への「復興歩掛」及び「復興係数」の 継続について（お知らせ）

土木建築局 技術企画課

国土交通省が令和元年8月8日に発表を行った「復興歩掛」及び「復興係数」について、広島県土木建築局発注工事についても、令和元年9月4日以降に指名・公告・随意契約する工事から適用しております。

現在の不調・不落の発生状況や今後も災害関連工事を発注する必要があることから、令和3年度についても継続して適用することとします。

なお、対象工事等の適用内容についてはこれまでと同様です。

1 対象工事

土木建築局が発注する災害関連工事で、施工条件等を勘案し作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、特記仕様書又は公告文等に対象である旨の記載を行います。

2 対象地域

西部建設事務所、西部建設事務所呉支所、西部建設事務所東広島支所及び東部建設事務所三原支所管内

3 復興歩掛（土工の日当り作業量の補正）

(1) 復興歩掛の対象

ア 機械土工（掘削，掘削（ICT），河床等掘削，積込（ルーズ），積込（コンクリート殻）

イ 砂防土工（掘削（砂防），積込（ルーズ）（砂防））

ウ 土の敷均し締固め工（路体（築堤）盛土，路体（築堤）盛土（ICT），路床盛土，路床盛土（ICT），整地）

(2) 補正内容

作業日当たり標準日当たり作業量を20%低下する補正

補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たり標準日当たり作業量×0.8

4 復興係数（経費（間接工事費）の補正）

土木工事標準積算基準書により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとします。

共通仮設費率：1.1

現場管理費率：1.1

5 適用期間

令和元年9月4日以降に指名・公告・随意契約する工事から令和3年度中の別途お知らせする日まで適用します。